安中市立松井田東中学校校 長 田島 浩之

学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さまの病気は学校において予防すべき感染症に該当しますので,学校保健安全法施行規則により 出席停止となります。主治医から登校の許可があるまでは,充分に休養をとってください。登校の許可 がありましたら,下記の「治癒証明書」に記入していただき,再登校時に学校に提出してください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱,クリミアコンゴ出血熱,痘そう,南 米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急 性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザ,新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(H5N1 を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで,または5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水 痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結 核	病状により学校医その他の医師において感染の
	髄膜炎菌性髄膜炎	おそれがないと認めるまで
第三	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸 チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
種	結膜炎,その他の感染症	40 C4 010 20 C PD 0 0 0 0

※ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフル エンザ等感染症,指定感染症および新感染症は,前項(第18条第1項)の規定にかかわらず,第一種の感染症とみなす。

主治医様							
お手数ですが,	下記の証明書に	ご記入	をお願	質レハレハ	たしま	す。	安中市立松井田東中学校長
		き	ŋ	ځ	ŋ	線	

治癒証明書

安中市立松井田東中学校長 様

年 組	氏 名	病 名
上記の者は,	月	<u> 日</u> より出席停止になっていましたが、他へ感染のおそれがなくなり
ましたので, _	月	<u>日</u> より出席してよいと考えます。

令和 年 月 日

医療機関名 医 師 名